

日本学生支援機構 第一種奨学金

令和8年度特に優れた業績による返還免除内定候補者の募集について

返還免除内定候補者の募集を行いますので、希望者は必ず期限までに申請してください。

本制度の詳細については、別添資料や日本学生支援機構 HP をご確認ください。

(掲載ページ)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/tetsuduki/syushinaitei.html>

1 対象者

令和8年度に新潟大学大学院総合学術研究科（修士課程）へ入学する者で、以下①②の要件を両方満たす者。

- ① 大学学部において修学支援新制度を利用していること（※1）又は、住民税非課税世帯であること（※2）。
- ② 総合学術研究科（修士課程）に入学後、第一種奨学金を申し込み予定であること。

※1 修学支援新制度利用者に係る留意事項

- ・修学支援新制度の利用者とは、日本学生支援機構給付奨学金の支援区分が、申請時点において、第I区分～第III区分、第IV区分（私立理工農のみ）又は多子世帯（支援区分は問わない）のいずれかの者。
- ・資産超過（資産5,000万円以上）により停止となっている者は対象外となる。資産超過の者が申請しても、内定者として認定されないので注意すること。
- ・学部生本人による申請可否確認方法
自身の日本学生支援機構スカラネットパーソナルにログインし、給付奨学金の支援区分や状態を確認することが可能。給付奨学金が「振込中」と表示されていれば申請可。「振込中」以外の表示がされている場合、所属大学の奨学金担当係へ、資産超過により給付奨学金が停止となっていないか照会すること。
- ・資産超過ではなく、学業成績により停止中の学生は申請が可能。

※2 住民税非課税世帯に係る留意事項

- ・学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母2名）の「令和7年度（令和6年分）所得（課税）証明書」を提出すること。（全員の市区町村民税所得割額が0円であること）
- ・別紙「資産の申告書」を提出すること。（住民税非課税世帯の学生本人及び生計維持者の資産の合計額が5,000万円未満であること）

上記の要件を満たし内定者となった場合でも、入学後6か月以内に日本学生支援機構第一

種奨学生（授業料後払い制度を含む）として採用されなかったときは、内定の効力を失います。

2 申請方法

日本学生支援機構スカラネットによる申込入力と、総合学術研究科への申請書等必要書類の提出が必要です。

（どちらか一方のみでは申請は完了しませんので必ずどちらも期限までに行ってください。）

① スカラネットへの申請登録

申請用 URL : <https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/>

申請用ユーザーID : 10300901 パスワード : bxntr67

申請登録期限 : 令和 8 年 2 月 13 日（金）

② 申請書類提出

提出書類 : 全員が提出する書類

申請書（新潟大学様式）

成績証明書（申請時点で取得可能な最新のもの）

スカラネット入力完了時に表示される「申込完了」画面を印刷したもの
該当者が提出する書類

奨学生証の写し【※就学支援新制度を利用している者のみ提出】

所得（課税）証明書【※住民税非課税世帯であるとして申請する者のみ提出】

※所得（課税）証明書は学生本人及び生計維持者全員分を提出すること

資産の申告書【住民税非課税世帯であるとして申請する者のみ提出】

提出期限 : 令和 8 年 2 月 13 日（金）【郵送の場合、必着】

提出方法 : 郵送または持参

提出先

（自然科学専攻への入学予定者）

（郵送）〒950-2181 新潟市西区五十嵐 2 の町 8050 番地

新潟大学大学院自然科学研究科学務係

（持参）自然科学研究科学務係窓口

3 その他

- ・スカラネットは申込入力後、修正できなくなります。については、専用の下書き用紙に入力内容を下書きしたうえで、スカラネットへの申込入力や申請書を作成しえください。
- ・申請後、本研究科へ入学しなかった場合や、入学後に第一種奨学金不採用となった場合は、

内定者としての効力が失われます。

- ・他大学院で本制度に申請する場合、本学で重複して申請することはできません。
- ・日本学生支援機構からの返還免除内定者の決定は令和7年7月頃の通知予定です。